

平成20年2月29日 No.92

発行元：三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部 パンション・パーソナルソリューション室

住所管理に係る意見募集開始について

標記につき関連省令の改正について意見募集(パブコメ)が開始されましたので概要についてご案内致します

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=Pcm1010&BID=495070311&OBJCD=100495&GROUP=>

「厚生年金基金規則」、「確定給付企業年金法施行規則」および「確定拠出年金法施行規則」

【概要】

1. 厚年基金

加入員資格喪失届に住所項目を追加

2. DB基金

- ・基金型の加入者資格喪失届に住所項目を追加
- ・受給権者の住所氏名変更の届出義務化

3. 確定拠出年金

「その他の者」の住所氏名変更の届出義務化

企業型確定拠出年金の加入者であった者で、その個人別管理資産が他の制度等に6ヶ月以内に移換されなかった者

加入員または加入者の住所管理について

上記改正内容について加入中の住所管理は言及されておりませんが、厚生労働省より、「加入中の住所管理については原則、基金にて管理すること。ただし、事業主にて適切に管理することも可とする予定」との確認を得ております。(あくまでも「予定」であるため変更される可能性がありますのでご留意頂きますようお願い致します。)なお詳細については明らかになり次第別途ご案内致します。

以上



三菱UFJ信託銀行